

# 香川東部森林組合



八栗寺のイチョウ(高松市牟礼町地内)

発行/香川県さぬき市寒川町石田東甲1708番地2

TEL 0879(43)0588

FAX 0879(43)0558

## 暑中お見舞申し上げます



香川東部森林組合  
代表理事組合長  
木村 薫

組合員の皆様おかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より組合運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成20年度はアメリカに端を発した百年に一度といわれる世界的な金融危機、原油の高騰など、世界経済は同時不況に落ち込み、日本経済も株安・円高を招き大きな影響を受けた激動の一年でした。林業においても住宅建築着工戸数の激減、木材消費量の落ち込みなど木材価格は依然として低迷し、益々厳しい状況となっています。

組合運営は治山事業、保全事業等従来の事業と国有林、森林総合研究所(旧公団造林)の事業に積極的に取り組む一方、高性能林業機械を導入し搬出経費の削減に努め、間伐材の利用と販売に力を注ぐなど事業量の確保に役職員・整備員が丸となり努めてまいりました。その結果、決算状況は総事業収入、4億1千6百万円、税引き前当期純利益は1千2百万円を上げ、当初計画を上回ることが出来ました。これも組合員をはじめ関係機関の皆様方のご指導、ご鞭撻の賜物と心から感謝申し上げます。

また、本年度の通常総代会は去る5月30日(土)午後1時30分からさぬき市寒川町農村環境改善センターで開催し、事業報告並びに事業計画など9議案を上程し、慎重な審議の結果全ての議案を原案のとおりご承認頂きましたのでご報告申し上げます。

今後の林業情勢は、地球温暖化防止に貢献する森林の役割や国際的な木材需要の逼迫等により国産材に対する期待の高まり、一部林業情勢も明るい兆しが現れてきており、意欲の低下した森林所有者の森林に対する意識を取り戻す事が大きな課題と考えています。さらに、公共事業予算の縮減や景気後退により、組合運営もまだまだ厳しい状態が続くと思われまます。

今後の組合運営は厳しい状況になると思われまますが、様々な分野の事業に取り組み安定した事業量の確保と計画的な事業の実施により、役職員・整備員丸となり健全な組合運営の為に努めてまいりますのでご理解を賜り絶大なるご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の益々のご健勝をお祈り申し上げご挨拶といたします。



平成20年12月に導入した高性能林業機械(グラップル付バックフォア)

# 平成21年度通常総代会開催

開催日時 平成21年5月30日(土)PM1:30～

場所 さぬき市寒川町農村環境改善センター

総代総数200名(出席総代数129人、代理人2人、書面議決書30人、合計161人、出席率80.5%)

議長 寒川地区総代 三浦 良文氏

## 総代会提出議案

### 第1号議案

平成20年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認について

### 第2号議案

平成21年度事業計画設定について

### 第3号議案

平成21年度事業資金借入最高限度額の決定について

### 第4号議案

一組合員に対する貸付金の最高限度額及び貸付金利率の決定について

### 第5号議案

債務保証の最高限度額の決定について

### 第6号議案

余裕金の預入先金融機関の決定について

### 第7号議案

造林補助金取扱手数料及び受託手数料の決定について

### 第8号議案

役員報酬額承認について

### 第9号議案

役員退任慰労金の支給について

平成21年度通常総代会提出議案はすべて原案のとおり承認されました。



## 総代会の様子

- ①木村組合長挨拶
- ②総代の皆様
- ③総代の皆様



# 平成20年度決算状況

## 平成20年度 財産状況

(単位:円)

(単位:円)

資産の部		
1	流動資産	397,758,678
2	有形固定資産	97,305,144
3	無形固定資産	74,984
4	外部出資金	25,535,000
5	その他資産	93,148,722
6	繰延資産	3,738,893
	資産合計	617,561,421

負債の部		
1	流動負債	123,068,974
2	固定負債	112,968,634
	負債合計	236,037,608
純資産の部		
1	出資金	188,592,000
2	剰余金	192,931,813
	純資産合計	381,523,813
	負債及び純資産合計	617,561,421

## 平成20年度 事業の収支

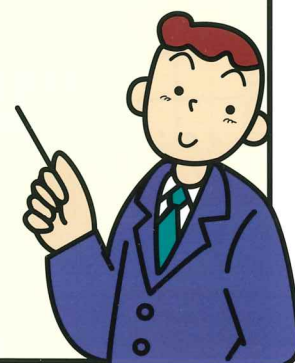
(単位:円)

事業区分	収入金額	支出金額	損益	
1 指導部門	11,108,500	3,169,133	7,939,367	
2 販売部門	5,260,298	4,550,439	709,859	
3 森林整備部門				
	①森林整備	276,783,291	190,549,105	86,234,186
	②利用	109,600,908	77,403,187	32,197,721
	③福利厚生	149,949	0	149,949
	④購買	10,059,882	7,383,198	2,676,684
⑤金融	3,902,659	3,870,049	32,610	
合計	416,865,487	286,925,111	129,940,376	

## 平成20年度 損益計算書

(単位:円)

科目	小計	合計
1 事業総収益	416,865,487	
	286,925,111	
		129,940,376
2 事業管理費	112,383,065	
		17,557,311
3 事業外損益	1,446,832	
		19,004,143
4 特別損益	-6,130,426	
		12,873,717
5 法人税及び住民税		-7,500,000
6 当期剰余金		5,373,717



# 平成20年度 剰余金処分

(単位:円)

摘 要	積 算 内 訳	内 訳	小 計	合 計
I 当期未処分剰余金				
1 前期繰越金			4,050,137	
2 当期剰余金			5,373,717	
II 任意積立金取崩額			0	0
計				9,423,854
III 剰余金処分額				
1 法定準備金	当期剰余金の1/5以上		2,000,000	
2 出資配当金	出資金の1%		1,885,920	
3 任意積立金			2,000,000	
(1)損失補填積立金		2,000,000		
計				5,885,920
IV 次期繰越剰余金				3,537,934

(注)・次期繰越剰余金の内2,000,000円は教育情報資金である。

・大内、志度、寒川、長尾、三木、高松、牟礼地区の組合員の配当金は平成21年度までの分を預り、平成22年度に平成12年度からの預り金分を一括して支払する。



## お 知 ら せ

### ○組合員の方に次のようなことがありましたら必ず組合に届出をお願いします。

- ①山林を売却し、所有山林面積が0.1ha未満になったとき。  
(組合員の資格が無くなりますので脱退の手続きをお願いします。)
- ②組合員が死亡した時は相続人の代表者に名義変更の手続きをお願いします。  
(死亡と同時に組合員の資格が無くなり、出資金、配当金の支払が出来なくなる場合があります。)
- ③組合員の住所が変わった時は必ず組合にご連絡してください。

### ○平成20年度も出資配当を行っています。

配当金の支払は昨年と同様です。

- ・引田、白鳥、大川地区の組合員には農協等の口座振込と郵便為替で8月中旬に送金します。
- ・大内、志度、寒川、長尾、三木、高松、牟礼地区の組合員には、昨年と同様に組合で一時お預かりし、平成22年度に一括してお支払します。
- ・配当金の支払明細書は、広報誌と一緒に送りいたしますのでご確認ください。
- ・出資配当金を組合でお預りさせて頂いている組合員の方の中で、組合(本所)へ来られ支払を請求された場合には支払をさせていただきますので事前に組合までご連絡ください。

### ○出資金増資のお願い

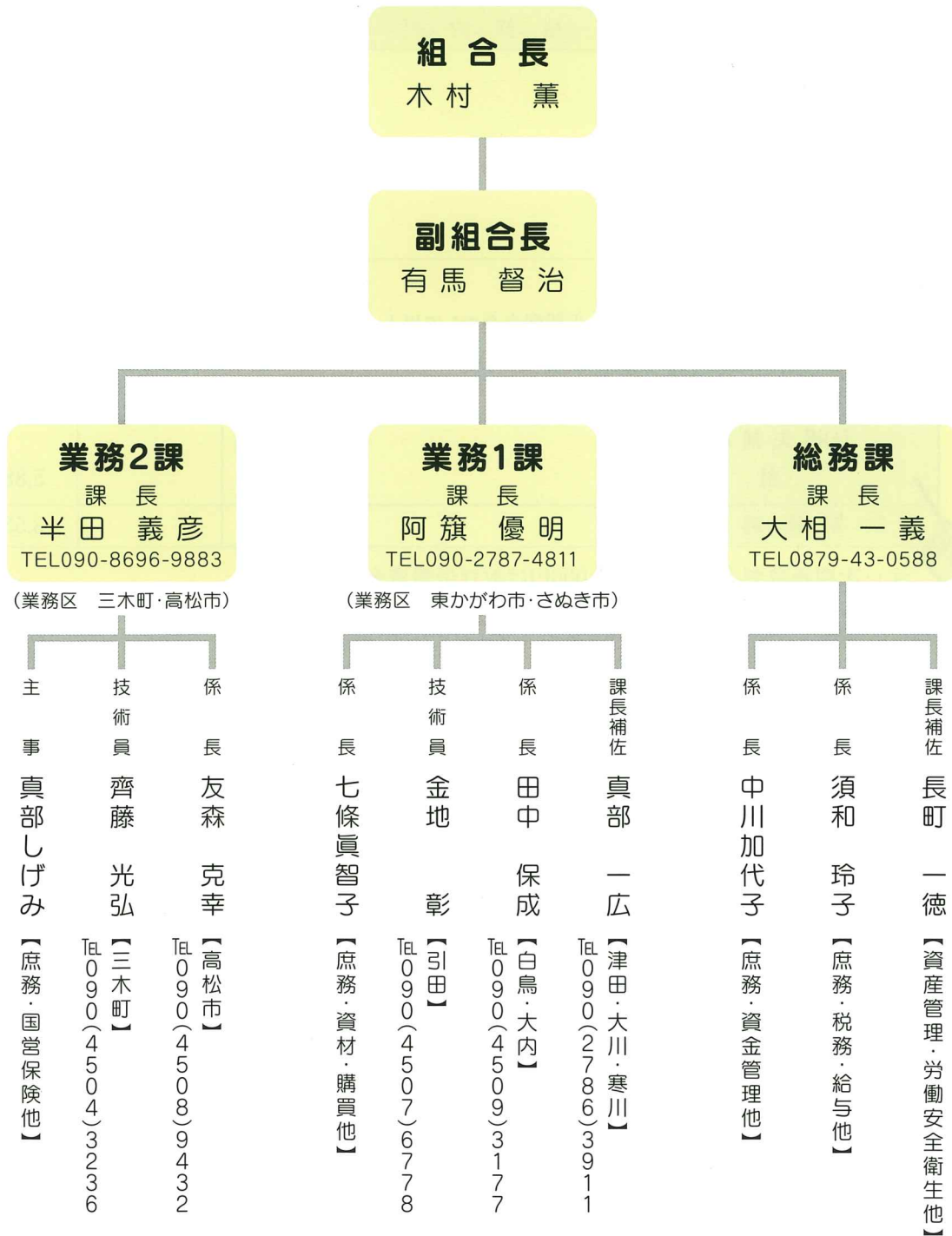
現在の出資金額は188,592千円で1人当りの平均出資金額は約59千円となっておりますが、まだ出資の格差が大きく、総代会等で格差の是正の声も出ています。引き続き、出資口数の少ない方に増資をお願いしたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

※何かご質問等がありましたら組合までご連絡ください。



# 香川東部森林組合組織図

平成21年4月1日現在



【 】内は担当区、主な職務

## 人事異動

平成21年4月1日付で職員的人事異動がありましたので、お知らせします。

様々な分野で施策を推進し、組合員の皆様に  
計画的で効率的な事業を全力で展開してまいります。

# 「美しい森林づくり」の実現に向けて

## 京都議定書における森林吸収目標

平成20年度から京都議定書の第1約束期間(平成20年度～平成24年度)が始まりました。我が国は、この期間において温室効果ガスの総排出量を基準年(平成2年)比で6%削減する必要がありますが、このうち3.8%(1,300炭素トン)を森林による吸収量で確保することを目標としています。

この目標の達成のためには、平成19年度から平成24年度までの6年間、毎年20万haの追加的な森林整備を行うことが必要であり、これまで35万haの水準であった間伐を毎年55万ha、6年間で330万ha実施することを目標に取り組んでいます。

このため、官民一体となって国民運動を展開するとともに間伐を強力に促進する法律が公布されました。

京都議定書で  
森林吸収源の対象  
と認められる  
森林のうち  
森林経営の考え方

### 育成林における「森林経営」の考え方

森林を適切な状態に保つために平成2年以降に行われる森林施業



更新(地ごしらえ、地表かき  
起こし、植栽等)



保育(下刈り、除伐等)



間伐、主伐

### 天然生林における 「森林経営」の考え方

法令等に基づく伐採・転用  
規制等の保護・保全措置

## 美しい森林づくり推進国民運動

「美しい森林づくり」に向け適切な森林の整備・保全、国産材の利用、担い手・地域づくりなどの取組を幅広い国民の理解と協力のもと総合的に推進し、330万haの間伐の実施等を目標とする「美しい森林づくり推進国民運動」を平成19年度から展開しています。

今、間伐を行うことが美しい森林づくりの基礎になります。

<育成林1140万haの状況>

間伐対象外年齢 約210万ha

奥地等間伐当面困難 約200万ha

2007～12年の  
6年間に間伐  
約330万ha

当面間伐必要なし  
(既に適正な状況)  
約400万ha

約8割を  
適正な状況に

間伐対象森林

目標  
1

毎年55万ha、330万haの間伐を推進



目標  
2

更に、100年先を見据え長伐期化、針広混交林化、  
広葉樹林化等多様な森林づくりを推進

# 森林の間伐等の実施の促進に関する 特別措置法の概要

本法律は、京都議定書の第1約束期間における森林吸収量の目標を達成するため、平成24年度までの間に、特定間伐等<sup>※</sup>の取組を強力に促進することを目的としています。

※「特定間伐等」とは、平成24年度までの間に実施する間伐または造林です（法律第2条第1項）。



法律に基づき、農林水産大臣は特定間伐等の実施の促進に関する「基本指針」を定め、都道府県知事は「基本指針」に即して「基本方針」を定めます。



市町村は「基本方針」に即し、その区域における特定間伐等の実施の促進に関する「特定間伐等促進計画」を作成します。

## 特定間伐等促進計画作成のメリット

メリット

1

### 森林整備事業における 優遇措置

特定間伐等促進計画（以下「計画」という。）に基づき間伐等を実施する場合、森林施業計画を作成した場合と同水準の助成（森林整備事業）を行うとともに、事業主体は森林所有者や林業事業体など幅広く設定できます。

メリット

2

### 美しい森林づくり 基盤整備交付金

農林水産大臣に対し計画を提出した市町村は、国から直接交付する交付金の対象となります。従来、市町村が実施してきた独自の取組について、この交付金を活用することにより、工夫次第で負担金の軽減、事業量の増加を図ることができます。

メリット

3

### 地方債の特例

計画に基づく間伐等に要する経費（上記2つの国の補助事業に対する地方公共団体の負担分）について、地方債の対象となり、また、その元利償還金の3割については、交付税で措置することができます。これにより、国の補助事業に対する都道府県や市町村の負担が軽減・平準化され、事業が実施しやすくなります。

メリット

4

### 伐採届出の特例

計画に位置づけられた実施主体が実施する間伐等については、森林法により義務づけられている事前の伐採届出が不要となります。ただし、森林施業計画を作成している場合は、事後の伐採届出が必要です。

# 補助のしくみ

植付け、下刈り、除伐、間伐といった造林関係事業について、事業計画の作成から補助金の申請・交付までの補助のしくみは以下のとおりです。

## 事業計画の作成

計画的な森林整備を図るため、市町村長は森林整備事業についての5年間の事業計画を作成します。援助を受けるためには、被害跡地の整備等を除き、原則として、この計画に位置付けられる必要があります。

## 補助の対象となる面積

0.1ha以上の面積で作業を行う場合に補助対象となりますが、森林組合等が事業主体となる一部の事業では、4ha以上の作業を行う必要があります。また、長期育成循環施業は、森林所有者と市町村長が協定を締結し、一定面積以上の団地を設定することが必要です。

## 造林関係事業の補助金を受けるため必要な手続き

### ■ 森林所有者自らが実施する場合

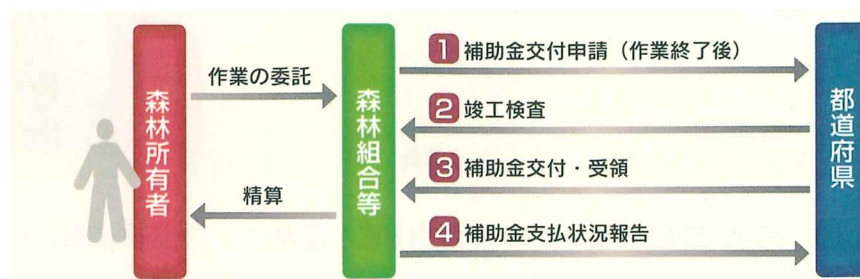
自分で作業を実施した後、森林組合等に補助金の代理申請・代理受領を依頼するか、自ら都道府県の出先機関に補助金交付申請を行います。



- (注) 1 森林組合等に補助金の手続きを依頼した場合は、**1**と**3**の手続きは森林組合等が行います。(手数料が必要です)  
2 森林施業計画または市町村長との間で締結した森林施業の計画的実施に関する協定に基づいて行うものに限られる場合があります。

### ■ 森林組合等に作業を委託する場合

森林組合や林業事業体などと作業の受委託契約を結んだ場合、補助金の交付申請、作業の実施、補助金の受領、精算などは森林組合等が行います。なお、翌年度に行う作業について森林組合等に早めに相談してください。



- (注) 森林組合以外の林業事業体については、5年間にわたる作業を受託し、森林施業計画を作成した場合または特定間伐等促進計画に位置づけられた場合に限ります。

## 白鳥物産センター「年輪」活用

# 東かがわ市生活研究グループの店

東かがわ市生活研究グループ連絡協議会(田村照栄会長)は、4月から地産・地消・食育の拠点として、東かがわ市に「東かがわ市生活研究グループの店」をオープンしました。

地元で採れた新鮮で安全な野菜を使い、グループ員が真心こめて作った菓子パン、手芸品等を販売しております。

### 商品紹介

新鮮野菜、梅干、漬物、手作りパン、ヨモギ餅、おはぎ、生花、花の苗、生うどん、人気の炭、手提げ袋、手芸品、などその他いろいろ商品を揃えております。  
皆様のお越しをお待ちしております。



真心のこもった手作りのおもち、ケーキ、赤飯など



地元で採れた新鮮な野菜など

営業日は毎週金曜日 10時00分～13時00分までです。



東かがわ市生活研究グループの店



**住 所** 〒769-2712 東かがわ市西山192-1番地 白鳥物産センター「年輪」

**問い合わせ先** 東かがわ市生活研究グループ 会長 田村照栄 ☎0879-24-3527